

問Ⅱ - 5 - ①（新制度の理事、監事、評議員の定数）

新制度の理事、監事、評議員の定数の下限、上限はあるのでしょうか。また、何人程度が適当ですか。

答

- 1 新制度の理事、監事、評議員の人数の法律上の上限はありません。
- 2 新制度の理事の人数の下限は、理事会を設置しない一般社団法人であれば1人が下限になり（一般社団・財団法人法第60条第1項）、理事会を設置する法人であれば3人が下限になります（一般社団・財団法人法第65条第3項）。
- 3 新制度の監事は、理事会や会計監査人を設置しない一般社団法人であれば置かないこともできますが（一般社団・財団法人法第61条）、理事会を設置する法人であればその人数の下限は1人が下限になります。
- 4 新制度の評議員の人数の下限は、3人が下限になります（一般社団・財団法人法第173条第3項）。
- 5 理事等の適切な人数については一概に言えませんが、一般論として言えば、例えば、理事の定数は、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがあります。一方、余りに多数であれば、理事会の運営が法人にとって負担になります。いずれの場合においても、理事会の機能が形骸化し、特定の理事の専横を招くおそれがあります。また、事業内容によっては、理事の間で職務の分担が必要であったり、一定の有識者等を理事に加える等の配慮が必要な場合もあります。このため、理事の定数は法人の事業の規模、性質、内容等に応じ、適切な数とする必要があるでしょう。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第60条 一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

一般社団・財団法人法第61条 理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならない。

一般社団・財団法人法第65条 （略）

2 （略）

3 理事会設置一般社団法人においては、理事は、三人以上でなければならない。

一般社団・財団法人法第173条 （略）

2 (略)

3 評議員は、三人以上でなければならない。